平成２２年（フ）第８３７４号
大阪府豊中市刀根山３丁目９番13号
債務者　山中たみ子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４１２号
大阪府東大阪市宝持２丁目１番９号　ホワイトハイツ２Ｍ号
債務者　白井　利秋
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４２５号
大阪市西区本田２丁目７番17―707号
債務者　堂福　真弥
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４４０号
大阪府池田市畑１丁目11番１号　Ｂ―203
債務者　石川奈津子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６７号
大阪府八尾市南本町３丁目５番37号　八尾母子ホーム
債務者　坂口　惠子（旧姓波江野）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０１号
大阪府摂津市正雀本町１丁目１番17号
債務者　野原　朝子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０２号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番15―103号
債務者　宮川　敬男
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０３号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番15―103号
債務者　宮川百合子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５０５号
大阪府豊中市熊野町４丁目１番17号
債務者　山田　暁美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１０号
大阪府交野市星田西４丁目１番８―309号
債務者　佐々井美津子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１４号
大阪市都島区都島中通１丁目16番13号
債務者　濵吉　寛子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１８号
大阪府箕面市石丸３丁目２番４号
債務者　野﨑　順一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５２７号
大阪市住吉区苅田２丁目15番22―708号
債務者　徳永由貴子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５３４号
大阪府三島郡島本町青葉３丁目２番４号202
債務者　新居　康司
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５４６号
大阪市此花区梅香２丁目７番11―805号
債務者　尾﨑　武彦
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９１号
大阪市東淀川区菅原７丁目５番39号　ルネッサンスエレガンス３Ｂ号室
債務者　斉藤かをり
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９３号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目16番地の33
債務者　辻本　耕作
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９７号
大阪市東淀川区上新庄２丁目３番３―404号、前住所堺市中区福田1165番地26
債務者　白川　正人
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部